

2024年度第2回運営委員会議事録

【日 時】2024年5月6日（月）15:30～17:00

【場 所】美しヶ丘集会

【出席者】永井・亀高・野路・上田・杉森英（記録）

議事内容

1. 西大和山の会 山行規定の見直し

最近の山行で体調不良者が出たこともあり、山行中に負傷者や体調不良が出た場合の対応について協議し、山行規定を一部見直すことにする。修正点は黄色マーカー部分です。

第10条 山行メンバーの負傷や体調不良等により山行の継続が困難と判断した場合及び山行中に事故が発生した場合は、原則、その時点で山行を中止する。リーダーはサブリーダーと協議して救助策を検討し、二重事故を防ぎ、全員安全に下山できるよう配慮する。

第13条 本会は営利を目的としない同好会である。会員は自らの責任と判断において山行に参加するものであり、自己責任の原則を理解すること。また、会員はこのことを家族に説明し、予め理解を得ておくこと。

2. 例会山行は会として実施する山行であり、本会、山行リーダー及びサブリーダー、山行メンバーは以下の範囲での責任を負う。山行における「責任」について以下に記載するが、ここに言う「責任」とは、いかなる意味においても法的責任や賠償責任を指すものではない。

① 本会の責任

（省略）

② 山行リーダー及びサブリーダーの責任

山行リーダーは当該山行の計画を立案し、山行を安全に遂行するため、本規定に従って行動する。山行に当たってはメンバーの状況を常に把握するよう努め、適宜サブリーダーと協力して安全確保に努めること。

なお、事故及び万一死亡事故が発生した場合においても、あくまでも参加者個々の自己責任であり、山行リーダー及びサブリーダーは法的責任や賠償責任を負わない。従って、リーダー及びサブリーダーの明らかな判断ミスや重大な誤った行動指示があった場合以外はリーダーの責任は問わない。

③ 山行メンバーの責任

（省略）

2. ハイキング・リーダーの養成

年4回の室内例会時に、全員で「ハイキング セカンド・ステップ」を読む。

3. 「安全カード」の作成

「安全カード」を作成し、山行に携帯する。「安全カード」には各自の連絡先や事故が発生した時の対応などを記載する。運営委員会で、記載内容を検討のうえ、臨時総会に諮る。

4. 夏山に向けての岩稜訓練

奈良労山 杉川氏にロープや安全カラビナを使った岩稜訓練の指導をお願いする。日程は未定。

以上